

下関市週休2日工事の試行要領（営繕工事）

（趣旨）

第1条 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保が課題となっており、建設産業における将来の担い手確保に寄与するため、労働環境の改善の取り組みとして、週休2日工事の試行にあたり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。

- 2 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 4 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 5 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 営繕工事のうち、発注者が指定する工事を対象とする。

（実施方法）

第4条 発注者は、試行対象工事の発注にあたって、現場説明書（様式第1号）の工事内容に「週休2日工事の試行対象工事である旨」を明示する。

- 2 受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注

者に工事打合せ簿で協議するものとする。なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、施工計画書の提出までに必要工期について発注者と協議するものとする。

- 3 受注者は、「週休2日試行工事」を希望する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休2日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休2日取得の計画が確認できる「休日等取得計画兼実績表（参考様式）」等を用いて実施前の計画を添付するものとする。

なお、協議の結果、「週休2日試行工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

- 4 発注者は、受注者から必要工期について協議があった場合は、妥当性を確認し、「週休2日」を実施するために工期の延伸が必要と認められる場合は速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。
- 5 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

（記載例）

<p>週休2日試行工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：下関市〇〇部〇〇課</p> <p>受注者：〇〇〇〇</p>
--

（実施の確認方法）

- 第5条 受注者は、工程表（計画工程表）に基づく実施状況を確認できる「休日等取得計画兼実績表（参考様式）」等を、翌月初めに、監督職員へ提出するものとする。

- 2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所（現場休息）を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

この場合は、振替日とその理由について監督職員と協議するものとする。

- 3 受注者は、「週休2日」を実施する場合、対象期間終了後、速やかに「休日等取得計画兼実績表（参考様式）」等により、実績を監督職員に提出する。
- 4 発注者は、休日等取得計画兼実績表や出勤簿等により、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

（補正方法等）

第6条 発注者は、精算時に現場閉所（現場休息）の実績を実施工程表等により確認し、「4週6休以上」が達成されたと認められる場合には、次に掲げる区分に従い、所要の経費を補正した上で契約変更を行う。

【営繕工事】

- (1) 4週8休以上
（現場閉所（現場休息）率が8日/28日以上）
 - ・労務費 1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満
（現場閉所（現場休息）率が7日/28日以上8日/28日未満）
 - ・労務費 1.03
- (3) 4週6休以上4週7休未満
（現場閉所（現場休息）率が6日/28日以上7日/28日未満）
 - ・労務費 1.01
- (4) 共通費の修正
「週休2日」を実施するために現場閉所（現場休息）した日数に応じて、共通費を修正する。

（工事成績評定）

- 第7条 「週休2日（4週8休以上）」の達成が確認された場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理」の評価対象項目にある「休日の確保を行っている。」にて評価を行う。
- 2 受注者の責において週休2日が達成されなかった場合であっても、減点は行わない。ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(その他)

第8条 受注者は、監督職員から配布されるアンケートを記入し、工事完成検査後2週間以内に監督職員に提出すること。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。